

福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則案について（概要）

1 改正の趣旨

福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 19 年福岡県規則第 49 号。以下「規則」という。）では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく指定障がい福祉サービス事業所、指定障がい者支援施設及び指定一般相談支援事業所（以下「指定障がい福祉サービス事業者等」という。）の指定の申請等に係る様式を定めている。

この度、厚生労働省から、障がい福祉分野における事業者が地方公共団体に対して行う手続の負担軽減に向けた取組として、上記法に基づく指定の申請等における標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）が示された。

このことを踏まえ、規則における指定障がい福祉サービス事業者等の指定の申請等に係る様式を改めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

2 改正の概要

(1) 記名押印又は署名の義務付けの廃止

以下の様式中「記名押印又は署名」を削る。

- ・ 指定障がい福祉サービス事業所・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業所指定(更新)申請書（様式第 1 号）
- ・ 特定障がい福祉サービス事業所・指定障がい者支援施設変更指定申請書（様式第 2 号）
- ・ 変更届出書（様式第 3 号）
- ・ 廃止・休止・再開届出書（様式第 4 号）
- ・ 指定辞退届出書（様式第 5 号）
- ・ 障がい福祉サービス事業等開始・変更届（様式第 6 号）
- ・ 障がい福祉サービス事業等廃止・休止届（様式第 7 号）
- ・ 業務管理体制に係る届出書（様式第 7 号の 2）
- ・ 業務管理体制に係る届出事項変更届出書（様式第 7 号の 3）

(2) 標準様式等を踏まえた様式の整備

様式第 1 号から様式第 3 号までについて、標準様式等に沿って様式を改める。なお、指定障がい福祉サービス事業者等が各種加算の算定に当たり届け出る書類に係る様式（様式第 1 号付表 17）は、規則から削除し、別に定めるものとする。

(3) その他規定の整備

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（令和 6 年内閣府・厚生労働省令第 10 号）の制定等に伴う様式の整備を行うほか、所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日

(参考) 標準様式等掲載先

厚生労働省 HP :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789_00014.html